資 料 編

1 関係機関の連絡窓口

- (1) 指定行政機関等
- (2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)
- (3) 県関係機関
- (4) 関係指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) 市町村
- (7) 消防本部(局)
- (8) 水道事業体
- (9) 関係報道機関

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び 回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

- 3 火災・災害等即報要領
- 4 災害拠点病院一覧表
- 5 二種感染症指定医療機関一覧表
- 6 緊急交通路一覧表
- 7 主要路線表
- 8 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧
- 9 用語の定義

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房企画総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1
	大臣官房 総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進員	東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課健康危機管理· 災害対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1

名称	担当部署	所在地
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関1-3-1
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2
防衛省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 (住友生命博多ビル4階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本県熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災·危機管理調 整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第四号館)
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17
福岡管区気象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾ノ上1-6-22
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 (福岡第2合同庁舎)

名称	担当部署	所在地
自衛隊福岡地方協力本	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12
部		

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町1-1-1
西部方面総監部防衛部		
第4師団長	陸上自衛隊	福岡県春日市大和町5-12
第4師団司令部第3部		
佐世保地方総監	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18番地
佐世保地方総監部第3幕僚室		
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	福岡県春日市原町3-1-1

(3) 県関係機関

名称	担当部署	所在地
福岡県	総務部消防防災課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部	警備部警備課	福岡市博多区東公園7番7号

(4) 関係指定公共機関

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通 省	国立研究開発法人海上· 港湾·航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	一般財団法人海上災害 防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱 重工横浜ビル
国土交通省	独立行政法人 建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
国土交通省	独立行政法人 港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
厚生労働 省	独立行政法人 国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済産業 省	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業 省	独立行政法人 情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
農林水産 省	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産 省	国立研究開発法人 水産総合研究センター	経営企画部経営企画室	横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F
国土交通 省	国立研究開発法人 土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
文部科学 省	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部 門原子力緊急時支援・ 研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
国土交通 省	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島1丁目1番 2号横浜三井ビルディング5F
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
農林水産 省	国 立 研 究 開 発 法 人 農 業・食品産業技術総合研 究機構		茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学 省	国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉市稲毛区穴川4-9-1
国土交通 省	独立行政法人 水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
財務省	日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1
厚生労働 省	日本赤十字社	救護·福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	国立研究開発法人 情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲 6-2-15

総務省 日本電信電話株式会社 技術企画部門 東京都千代田区大手町2-3-1通信ビル7F 総務省 西日本電信電話株式会社 設備本部サービスマシブ 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場ビル7階 経済産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 福岡市中央区渡辺通2-1-82 を経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務のよ報部 福岡市博多区千代1-17-1 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 電土交通 以限九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 電土交通 以限九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 保式会社 ないのでは、大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 福岡市博多区堅粕2-22-2 株式会社 福岡市博多区堅粕2-22-2	所管省庁	名称	担当部署	所在地
省 危機管理防災課 堂島アバンザ 国土交通 九州旅客鉄道株式会社 総務部 福岡市博多区博多駅前 3-25-21 国土交通 日本貴物鉄道株式会社 総務部総務グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 がみず新信 総務省 日本電信電話株式会社 技術企画部門 災害対策室 信ビル7 F 総務省 西日本電信電話株式会社 設備本部サビスジン 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 房場ビル7 階 経済産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 内ループ 経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 東京都中央区銀座六丁目15-1 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 省 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 株式会社 常務会社 北九州市門司区新門司北1-12 年 省 田土交通 板式会社 常務教行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 北九州市門司区新門司北1-1 年 国土交通 板式会社 信用上交通 横式会社 保護部 原和京都市南区上鳥羽角田町6 8 番地 岐阜県大垣市田口町1番地 6 番地 岐阜県大垣市田口町1番地 6 番地 6 番地 6 世界に表社 2 東京都港区東新橋1-9-3 番地 6 世界に表述 2 東京都港区東新橋1-9-3 番店 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年	総務省	日本郵便株式会社	危機管理·震災復興対	東京都千代田区霞が関1-3-2
国土交通 九州旅客鉄道株式会社 総務部 福岡市博多区博多駅前 3-25-21 国土交通 日本貨物鉄道株式会社 総務部総務グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷5·33·8 サウング 新宿 東京都渋谷区千駄ヶ谷5·33·8 サウング ※務省 西日本電信電話株式会社 技術企画部門 災害対策室 東京都一代田区大手町2-3-1週 (ピル7 F 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 月 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 月 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 月 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 月 大阪ループ 福岡市中央区銀座六丁目15-1 (危機管理・防災) 福岡市博多区千代1-17-1 (危機管理・防災) 福岡市博多区千代1-17-1 (担土交通 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 灰力ェリー株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 国土交通 レカフェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 名 国土交通 佐川急便株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 名	国土交通	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部	大阪市北区堂島1-6-20
国土交通 日本貨物鉄道株式会社 総務部総務グループ 東京都渋谷区「駄ヶ谷ち・33・8 サウスダ 新宿 東京都・代田区大手町2-3-1 週	省		危機管理防災課	堂島アバンザ
田土交通 日本貨物鉄道株式会社 総務部総務グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5·33·8 動以が 新宿 接務省 日本電信電話株式会社 技術企画部門 東京都千代田区大手町2-3-1週 信ビル7F 接務省 西日本電信電話株式会社 投術企画部門 東京都千代田区大手町2-3-1週 信ビル7F 接務産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 左順市中央区渡辺通2-1-82 左接済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経務広報部 福岡市中央区渡辺通2-1-82 経務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 15	国土交通	九州旅客鉄道株式会社	総務部	福岡市博多区博多駅前
総務省 日本電信電話株式会社 技術企画部門 東京都千代田区大手町2-3-1週 信ピル7F 総務省 西日本電信電話株式会社 設備本部サビスが 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 別部災害対策室 馬場ピル7階 馬場ピル7階 経済産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 福岡市中央区渡辺通2-1-82 グループ 経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経済広業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 省 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 本式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 管 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 株式会社 医土交通 佐川急便株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 管 国土交通 佐川急便株式会社 保務部 東京都府京都市南区上鳥羽角田町68 番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 東京都市東区越中島3-6-15 省 国土交通 福山通運株式会社 東京都市中央区東東区越中島3-6-15 省 国土交通 ヤマト運輸株式会社 東京都中央区銀座 2-16-10 国土交通 イングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	省			3 - 25 - 21
災害対策室 信ビル7 F 総務省 西日本電信電話株式会社 設備本部サービスネジ 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土交通	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 サウスケート 新宿
総務省 西日本電信電話株式会社 設備本部サービスペジ 大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場ビル7階 馬場ビル7階 馬場ビル7階 福岡市中央区渡辺通2-1-82 グループ 経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 福岡市博多区千代1-17-1 省 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 本式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 板式会社 常務執行役員営業統 右部長 日上交通 佐川急便株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 佐川急便株式会社 CSR推進部 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 第 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 総務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 東京都市東区上島羽角田町68 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 東京都中央区銀座 2-16-10 国土交通 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門	東京都千代田区大手町2-3-1逓
だい部災害対策室 馬場ビル7階 経済産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 福岡市中央区渡辺通2-1-82 グループ 経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 東京都中央区銀座六丁目 15-1 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 指部長			災害対策室	信ビル7F
経済産業 九州電力株式会社 地域共生本部防災 福岡市中央区渡辺通2-1-82 名	総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジ	大阪府大阪市中央区馬場町3-8
 経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 国土交通 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 省 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 株式会社 「常務部庁、都市京都市南区上鳥羽角田町68番地 「国土交通 佐川急便株式会社 「会務部」 「京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 「国土交通 西濃運輸株式会社 「会務部」 「東京都港区東新橋1-9-3 省 「国土交通 福山通運株式会社 業務部 「東京都港区東新橋1-9-3 省 「国土交通 福山通運株式会社 業務部 「東京都江東区越中島3-6-15省 「国土交通 福山通運株式会社 業務部 「東京都中央区銀座 2-16-10 「国土交通 ANA ウイングス株式会社 A N A 福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14 			メント部災害対策室	馬場ビル7階
経済産業 電源開発株式会社 総務部総務・法務室 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 省 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2	経済産業	九州電力株式会社	地域共生本部防災	福岡市中央区渡辺通2-1-82
 (危機管理・防災) 経済産業 西部瓦斯株式会社 総務広報部 福岡市博多区千代1-17-1 国土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 塩土交通 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 塩土交通 佐川急便株式会社 CSR推進部 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地省 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都江東区越中島3-6-15 国土交通 ヤマト運輸株式会社 東京都中央区銀座 2-16-10 国土交通 ANA ウイングス株式会社 ANA 福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14 	省		グループ	
 ਬ土交通 オーシャントランス 新門司ターミナル 北九州市門司区新門司北1-12 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 括部長 名門大洋フェリー 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 省 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 株式会社 国土交通 佐川急便株式会社 CSR推進部 京都府京都市南区上鳥羽角田町68 番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 省 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都市東区越中島3-6-15 省 東京都一東区銀座 2-16-10 国土交通 ANAウイングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14 		電源開発株式会社		東京都中央区銀座六丁目 15-1
省 株式会社 常務執行役員営業統 大阪市西区江戸堀1-9-6 省 名門大洋フェリー 据部長 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 大ス会社 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 国土交通 佐川急便株式会社 公務部 京都市南区上鳥羽角田町68番地 本地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 総務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 東京都港区東新橋1-9-3 省 国土交通 福山通運株式会社 業務部 東京都江東区越中島3-6-15 東京都江東区越中島3-6-15 省 国土交通 ヤマト運輸株式会社 2-16-10 東京都中央区銀座2-16-10 国土交通 ANA ウイングス株式会社 A N A 福岡市中央区天神1-12-14		西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通 株式会社	国土交通	オーシャントランス	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12
省名門大洋フェリー括部長国土交通阪九フェリー株式会社安全統括管理者北九州市門司区新門司北1-1国土交通JR九州バス 株式会社企画部福岡市博多区堅粕2-22-2国土交通佐川急便株式会社京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地国土交通西濃運輸株式会社総務部岐阜県大垣市田口町1番地国土交通日本通運株式会社業務部東京都港区東新橋1-9-3国土交通福山通運株式会社業務部(東京)東京都江東区越中島3-6-15国土交通ヤマト運輸株式会社でのより、東京都中央区銀座 2-16-10国土交通ANAウイングス株式会社ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14	省	株式会社		
国土交通 阪九フェリー株式会社 安全統括管理者 北九州市門司区新門司北1-1 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 省 株式会社 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 省 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15 省 セマト運輸株式会社 CSR推進部 東京都中央区銀座 省 2-16-10 国土交通 ANA ウイングス株式会社 ANA 福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14				大阪市西区江戸堀1-9-6
省 国土交通 JR九州バス 企画部 福岡市博多区堅粕2-22-2 省 株式会社 京都府京都市南区上鳥羽角田町68 国土交通 佐川急便株式会社 京都府京都市南区上鳥羽角田町68 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15 省 国土交通 ヤマト運輸株式会社 アスト運輸株式会社 東京都中央区銀座 省 2-16-10 国土交通 ANAウイングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	省	名門大洋フェリー		
省株式会社CSR推進部京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地国土交通 省西濃運輸株式会社 省総務部 東京都港区東新橋1-9-3国土交通 省日本通運株式会社 省業務部 東京都江東区越中島3-6-15国土交通 省ヤマト運輸株式会社 省業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2-16-10国土交通 国土交通 国土交通ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14		阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通 佐川急便株式会社 CSR推進部 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 国土交通 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15 国土交通 ヤマト運輸株式会社 CSR推進部 東京都中央区銀座 省 2-16-10 国土交通 ANAウイングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	国土交通	JR九州バス	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
省番地国土交通 省西濃運輸株式会社 業務部岐阜県大垣市田口町1番地国土交通 省日本通運株式会社 業務部東京都港区東新橋1-9-3国土交通 省福山通運株式会社 省業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2-16-10東京都中央区銀座 2-16-10国土交通 国土交通 国土交通 ANA ウイングス株式会社ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14	省	株式会社		
国土交通 省 西濃運輸株式会社 総務部 岐阜県大垣市田口町1番地 国土交通 日本通運株式会社 業務部 東京都港区東新橋1-9-3 国土交通 福山通運株式会社 業務部 (東京) 東京都江東区越中島3-6-15 省 国土交通 ヤマト運輸株式会社 CSR推進部 東京都中央区銀座 2-16-10 国土交通 ANA ウイングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	国土交通	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68
省国土交通 省日本通運株式会社 業務部業務部東京都港区東新橋1-9-3国土交通 省福山通運株式会社 省業務部(東京) 東京都江東区越中島3-6-15国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2-16-10CSR推進部 2-16-10国土交通 国土交通 国土交通 ANAウイングス株式会社 ANA福岡支店東京都中央区銀座 2-16-10	省			番地
国土交通 省日本通運株式会社 業務部業務部東京都港区東新橋 1 - 9 - 3国土交通 省福山通運株式会社 国土交通 省業務部(東京) 東京都江東区越中島 3 - 6 - 1 5国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2 - 1 6 - 1 0東京都中央区銀座 2 - 1 6 - 1 0国土交通 国土交通ANA ウイングス株式会社 ANA 福岡支店福岡市中央区天神 1 - 1 2 - 1 4	国土交通	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地
省国土交通 省福山通運株式会社 業務部 (東京)東京都江東区越中島 3 - 6 - 1 5国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2 - 1 6 - 1 0東京都中央区銀座 2 - 1 6 - 1 0国土交通 国土交通ANA ウイングス株式会社 ANA 福岡支店福岡市中央区天神 1 - 1 2 - 1 4	省			
国土交通 省福山通運株式会社 省業務部 (東京) 東京都江東区越中島 3 - 6 - 1 5国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2 - 1 6 - 1 0東京都中央区銀座 2 - 1 6 - 1 0国土交通 国土交通ANA ウイングス株式会社 ANA 福岡支店福岡市中央区天神 1 - 1 2 - 1 4	国土交通	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3
省国土交通ヤマト運輸株式会社 省CSR推進部 2-16-10東京都中央区銀座 2-16-10国土交通ANA ウイングス株式会社ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14	省			
国土交通 省ヤマト運輸株式会社 2-16-10CSR推進部 2-16-10東京都中央区銀座 2-16-10国土交通ANA ウイングス株式会社ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14	国土交通	福山通運株式会社	業務部 (東京)	東京都江東区越中島3-6-15
省2-16-10国土交通ANA ウイングス株式会社ANA福岡支店福岡市中央区天神1-12-14	省			
国土交通 ANA ウイングス株式会社 ANA福岡支店 福岡市中央区天神1-12-14	国土交通	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座
	省			2-16-10
		ANA ウイングス株式会社		

所管省庁	名 称	担当部署	所在地
国土交通	株式会社	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町6番北九
省	スターフライヤー		州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通	日本航空株式会社	経営企画本部	東京都品川区東品川2-4-11
省		経営戦略部	
国土交通	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略	東京都大田区羽田空港 3-5-10
省		課	ユーティリティーセンターヒ゛ル 8F
国土交通	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店	福岡市中央区天神
省		総務課(第1連絡先)	1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通	日本トランスオーシャン	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-24
省	航空株式会社		
国土交通	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク	大阪市北区芝田2-4-24
省		統括部	
国土交通	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市博多区駅前3-5-7
省			博多センタービル 6 F
国土交通	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町 59 神戸朝
省			日ビルディング 22 階
国土交通	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関1-4-2
省			大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニ	カスタマーサービス部	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町
	ケーションズ株式会社	危機管理室	ビル本館 6 階
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセン	福岡市中央区長浜2-3-9
		ター	福岡第二NCビル
総務省	株式会社NTTドコモ		福岡市中央区舞鶴 2-3-1
		人営業部	ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリ ティ部	東京都港区東新橋1-9-1東京汐 止留ビルディング

(5) 指定地方公共機関

:給グループ 務部 務課 :営統括本部 :括部長	大牟田市泉町4-5 久留米市東櫛原町1089 柳川市新外町89-2 筑紫野市紫2-12-10
務課 - 営統括本部	柳川市新外町89-2
営統括本部	
	筑紫野市紫2-12-10
括部長	
	直方市新町2-5-22
務部	飯塚市横田677-2
巻支店	水巻町猪熊 10 丁目 2-25
務課	福岡市博多区山王1-10-15
務課	田川郡福智町金田1145-2
務課	中間市鍋山町1-6
輸部	朝倉市甘木1320
務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
行部	大野城市大字牛頸2473-12
行部	宗像市陵厳寺4-7-1
業本部	久留米市東町40-13
行部	大牟田市白金町63
行部	飯塚市片島2-19-1
業本部業務部業務課	福岡市中央区那の津3-8-15
	輸部务課行部業本部行部

名称	担当部署	所在地
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市甘木1396番地2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区地行2-3-10
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27
壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送株式会社	総務部	久留米市東櫛原町353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田415-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
公益社団法人福岡県 トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8
公益社団法人福岡県 医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30
一般社団法人福岡県 歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人福岡県 薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜1-1-1

名称	担当部署	所在地
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8
株式会社TVQ	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1
九州放送		
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19
株式会社CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町 3-1-1 COLET/I'm10階
ラブエフエム国際放送	放送局次長	福岡市中央区今泉 1-12-23
株式会社		西鉄今泉ビル 5 F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公	総務部総務課	福岡市東区東浜2-7-53
社		

(6) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災 FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
北九州市	危機管理室危機	78-101-	1-78-101-	093-582-2110	093-582-3811	093-582-2112
	管理課	70	75		(消防局指令課)	
福岡市	防災・危機管理	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	092-725-6595 (092-733-5861
	課			(1722)	災害救急指令センター)	
大牟田市	都市整備部防災	78-202-71	1-78-202-75	0944-41-2222	0944-41-2222	0944-41-2893
	対策室			(3841)	(夜間)	
直方市	総務コミュニティ 推進課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500	0948-22-2868	0948-30-9712
				(1333)		
田川市	安全安心まちづ くり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114	同左	0947-46-0124
柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-73-8152	0944-73-8111	0944-74-1374
八女市	防災安全課	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111	0943-23-1731	0943-23-2583
		10 210 10	1 10 210 10	(261)	20 1.01	0010 20 2000
筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7260	同左	0942-53-4216
			(消防局司令)			
大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101	同左	0944-88-1776
				(282)		
行橋市	総務課防災危機 管理室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111	同左	0930-25-0299
				(1451)		
豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111	0979-83-3100	0979-83-2560
				(1334)		
中間市	安全安心まちづ	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111	093-246-2017	093-245-5598
	くり課			(1252)		
小郡市	協働推進課	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111	0942-72-2111	0942-73-4466
				(253)	(253)	
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (229)	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111	同左	092-584-1143
				(3911)		
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1899	092-501-2211	092-572-8432
宗像市	地域安全課	78-220-70	1-78-220-70	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121	同左	092-921-1601
> . ← \(\frac{1}{2}\) 1 4	D 4 2 3 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(531)	, 4/	321 1001

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話	緊急時NTT	NTT NTTFAX			
				番号(内線)	電話番号				
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	092-323-1123	092-324-0239			
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111	092-942-1112	092-942-3758			
				(327)					
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168			
うきは市	市民協働推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509			
				(222)					
宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511	0942-32-0510	0949-32-9430			
				(229)					
嘉麻市	防災対策課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5690 (1122)	同左	0948-62-5610			
朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111 (110/119)	0946-23-0364	0946-22-0418			
みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111 (336)	0944-64-1503			
那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211	同左	092-954-0292			
				(243)					
字美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111	同左	092-933-7512			
fr/s III III-s	ムハ マケゴm	5 0 040 5 0	1 50 010 55	(113)					
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977			
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001	同左	092-935-2694			
				(1247)					
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1152	092-932-1151	092-933-6579			
				(321)					
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1734	同左	092-962-2078			
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111	同左	092-976-2463			
				(233)					
粕屋町	協働のまちづく	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311	092-938-5778	092-938-3150			
	り課			(263)					
芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572	同左	093-223-3927			
水巻町	総務課			093-201-4321	同左	093-201-4423			
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211	同左	093-282-1310			
				(285)					

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話	緊急時NTT	NTTFAX
				番号(内線)	電話番号	
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
				(262)		
小竹町	総務課	78-401-70	1-78-700-73	09496-2-1212	同左	09496-2-1140
#4 ~ m~	√∨ 4/4 ⇒ II	50 400 50	90	(107)	0040 40 0040	20.40.40.5000
鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111 (322)	0949-42-2919	0949-42-5693
桂川町	総務課	1-78-700-7	1-78-700-73	0948-65-1100	同左	0948-65-3424
11171161	かいなみ B木	024	90	(212)		0310 00 0121
筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609	同左	0946-42-2011
				(179)		
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-462-75	0946-72-2311	同左	0946-72-2038
大刀洗町	総務課	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0171	0942-77-0101	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1035	0944-32-1444	0944-32-1054
				(113)		
広川町	協働推進課	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1196	0943-32-1440	0943-32-4287
				(273)		
香春町	総務課	78-601-70	1-78-601-75		同左	0947-32-4815
V	II. L. /// February SIII			(212)		
添田町	防災管理課	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-4002	同左	0947-82-2869
糸田町	総務課	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231	同左	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000	0947-72-3000	0947-72-3415
				(232)		
大任町	総務企画財政課	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	総務課	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782
苅田町	くらし安全課	78-621-70	1-78-621-75	093-588-1037	093-434-1117	093-436-3014
みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
				(211)		
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122	同左	0979-24-3219
				(178)		

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話	緊急時NTT	NTTFAX
				番号(内線)	電話番号	
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111	同左	0979-72-4664
				(113)		
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300	同左	0930-56-1405
				(321)		

(7) 消防本部(局)

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	消防団・市民 防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
福岡市消防局	警防課救助係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
糸島消防本部	警防課	前原市前原1783-1	092-322-8027	092-324-4514
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合 消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西 1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
春日·大野城·那珂川消 防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	総務課総務係	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
直方鞍手広域市町村	警防課	宮若市宮田浮州16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
圈事務組合消防本部				
甘木·朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合 消防本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊 5 - 1 - 3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0132	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

(8) 水道事業体

水道事業体名	所在地	電話番号	FAX番号
福岡県南広域水道企業団	久留米市荒木町白口55	0942-27-1561	0942-27-1796
三井水道企業団	小郡市松崎 7 5 3 - 2	0942-72-5106	0942-73-2796

(9) 関係報道機関

報道機関名	所在地	電話番号	FAX番号
NHK福岡放送局	福岡市中央区	092-741-7557	092-741-4270
	六本松1丁目1-10		
RKB毎日放送	福岡市早良区	092-852-6600	092-844-8885
3332 73 1 1/3 11	百道浜2丁目3-8		
KBC九州朝日放送	福岡市中央区	092-761-7610	092-761-7613
	長浜1-1		
TNCテレビ西日本	福岡市早良区	092-852-5511	092-852-5611
	百道浜2丁目3-2		
FBS福岡放送	福岡市中央区	092-713-7547	092-713-5329
	渡辺通1-1		
TXN九州 (TVQ)	福岡市博多区	092-262-0074	092-272-5905
	住吉2丁目3-1		
エフエム福岡	福岡市中央区	092-781-6186	092-725-2799
	渡辺通2丁目1-82		
CRCCメディア (くーみんテレビ)	久留米市	0942-37-6411	0942-37-6416
	百年公園1-1		
エフエム九州	福岡市博多区	092-282-3311	092-282-3322
	中洲4丁目6-12		
九州国際エフエム	福岡市中央区	092-724-7610	092-716-0761
	天神2丁目5-35		
ドリームスエフエム放送	久留米市	0942-30-0765	0942-31-0780
	中央町35-20		
西日本新聞社	福岡市中央区	092-711-5225	092-711-6242
	天神1丁目4-1		
朝日新聞社	福岡市博多区	092-411-1132	092-461-0607
	博多駅前2丁目1-1		
毎日新聞社	福岡市中央区	092-781-3100	092-721-6520
	天神1丁目16-1		
読売新聞社	福岡市中央区	092-741-4031	092-741-4136
	赤坂1丁目12-15		
時事通信社	福岡市中央区	092-741-2536	092-715-5199
	天神2丁目13-7		
共同通信社	福岡市中央区	092-781-4151	092-713-8232
	天神1丁目4-1		

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準 用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により 負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様 式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が 適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する 者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の 長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が 法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、 法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、 都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 第二十五条第二項 関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に 係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のよう に加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに 第二条及び第三条 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項 を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号) 附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改 正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19 年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施 行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手 続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次によう に改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の|第三条、第四条及び第五条 方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の 必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十 四号)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

	記八口时(+	力	Н	H4.	\mathcal{I}
①氏名							
②フリガナ							
③出生の年月日		左	F	月	日		
④男女の別		身	月		女		
⑤住所 (郵便番号を含む。)							
⑥国籍	日	本		その他	()
⑦その他個人を識別するための情報							
⑧負傷 (疾病) の該当		負	傷		非該旨	当	
⑨負傷又は疾病の状況							
⑩現在の居所							
①連絡先その他必要情報							
②親族・同居者からの照会があれば、 ~⑪を回答する予定ですが、回答を 望しない場合は、○で囲んで下さい	·希		回答	を希望	しない		
③知人からの照会があれば①⑦⑧を 答する予定ですが、回答を希望しな 場合は○を囲んで下さい。	·		回答	を希望	しない		
④①~⑪を親族・同居者・知人以外の からの照会に対して回答又は公表	す		Ħ	意する			
ることについて、同意するかどうか で囲んで下さい。			同	意しな	い		
※備考							

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(牛	月	Ħ	時	分)
		年	月		日	
		男			女	
日	本		その他	1 ()
		同	意する			
		同	意しない	`		
		百 本 者	年男日本	年 月 男 日 本 その他 者 の	年 月 男 日 本 その他(年 月 日 男 女 日 本 その他(

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先			
同意回答者住所		続	柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

-142-

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 日

市町村名: 担当者名

①氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別 するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先そ の他必要情 報	⑫親族・同居者 への回答の希望	¹³ 知人への 回答希望	低親族・同居 者・知人以外の 者への回答又は 公表の同意	備	考

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に」限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 『道府県知 (市町村長	事) 殿	申	請者		年	月	日	
<u>住所(居所)</u> <u>氏 名</u> 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。									
(○₹	会をする を付けて下 合、理由を)	さい。③	① 被照会者の ② 被照会者の ③ その他 (親族又は 知人 (友 <i>)</i>	同居者である 、職場関係者	るため。 ・及び近隣(主民) であ	っるため。	
備		考							
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏	名							
	フリ	ガナ							
	出生の年月日								
	男女	の別							
	住	所							
	国 (日本国新 い者に	籍 音を有しな 限る。)	日 2	本	その他()		
	その他個 するため	人を識別 の情報							
※申請者の確認									
※備 考									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

	殿							年	月	日
								(都道	総務大臣 近府県知事 近町村長)	ŧ)
	年	月 日	付けで見	照会があ	かった安否	情報につ	いて、下	記のと	おり回答	します。
避難住民に該当するか否かの別										
武力攻撃災害により死亡し又は負傷 した住民に該当するか否かの別										
	氏			名						
	フ	IJ	ガ	ナ						
	丑	生の	年月	日						
被	男	女	の	別						
照	住			所						
会	国(日本国	国籍を有し	ない者に	籍 .限る。)	日	本	その	つ他()
者		の他個るため								
	現	在 0)居	所						
	負傷又は疾病の状況									
	連絡先その他必要情報									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は 「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と 記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安 置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官

改正 平成 6年12月 消防災第279号 平成 7年 4月 消防災第 83号 平成 8年 4月 消防災第 59号 平成 9年 3月 消防情第 51号 平成12年11月 ┌消防災第 98号 消防情第125号 消防災第 78号 平成15年 3月 し 消防情第 56号 平成16年 9月 消防震第 66号 平成20年 9月 消防応第166号 最終改正平成24年 5月 消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防 庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その 形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告することを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

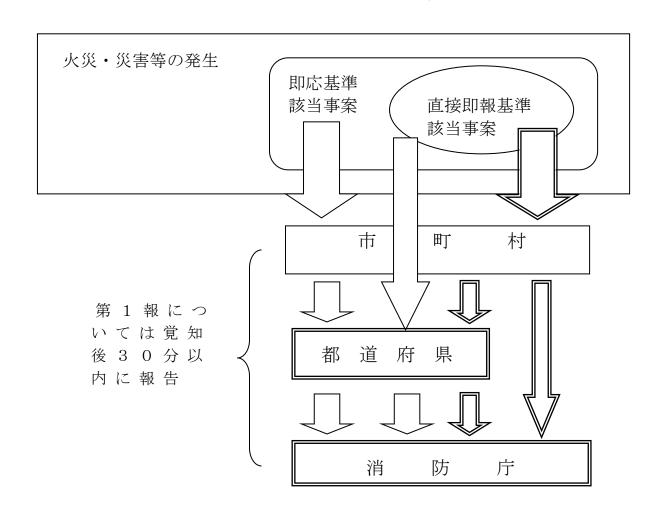
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防

- 御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、 当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告をうけた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシ ミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公 共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため 様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も 認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る 事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。 なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略すること ができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限 りではない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、 ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消 防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方 公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等 が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車 載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災 害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と 密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁 に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようにな った後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、 それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を 含む。)について報告すること。

ア火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した 火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱 う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」 という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次 に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の 漏えい事故

工 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は 放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11 年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は 放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に

取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれが ある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。) (例示)
 - 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
 - ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において 発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域に おいて同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握され るべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様 式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に 関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、 すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が 発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められ るに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を 含む。)について報告すること。

- (1) 一般基準
 - 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微

であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録した もの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- ウ 風水害
 - 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたものエ 雪害
 - 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- 才 火山災害
 - 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。
- ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除 く。)
 - 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、 付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が 高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含 む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助 事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、 それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事 故等報告要領」)の定めるところによる。

く火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応

援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急·救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記 入すること。

- 1) 死者3人以上生じた火災
 - ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。) の概要
 - ア) 建物等の用途、構造及び環境
 - イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその 管理状況並びに予防査察の経過
 - イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の4) 又は5) に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を 含む。)
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況 (火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機 数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを 記入すること。

(3) 特别防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の 化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で 定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそ

れ」に読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ば く者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急·救助事故等即報>

- 3 第3号様式(救急·救助事故等)
- (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、 所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の 搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、 事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入す ること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況

く災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式-その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、 地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山 灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況
- (2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を 設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消 防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 2) 第4号様式-その2(被害状況即報)
 - (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、 被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ

報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を 記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

- (3) 災害救助法適用市町村名 市町村毎に、適用日時を記入すること。
- (4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間
- ウ 災害の種類、概況 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今 後の見通し等
- エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式(火災)

報告日時 年 月 日 時 分 都 道 府 県 市 町 村 (消防本部名) 報告者名

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

大元の業態 用 途 出 火 箇 所 死 係 者 負 準 物 の 概 要	月 日 時 分 (月 日 時 分) E者(性別・年齢) 人 負傷者 重 症 中等症 軽 症 人	(鎮圧日時) 鎮火日時 事業所名 (代表者氏名) 出火原因 死者の生じた 理 由	(月 日 月 日	時 分
(覚知日時) (大元の業態 用 途 出火箇所 死 係 者 負	(月 日 時 分) E者 (性別・年齢) 人 負傷者 重 症 中等症 人 軽 症 人	鎮 火 日 時 事 業 所 名 (代表者氏名) 出 火 原 因 死者の生じた 理 由		
火元の業態用 用 途 出火箇所 死傷者 軽物の概要	E者(性別・年齢) 人 負傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	事業所名 (代表者氏名) 出火原因	74 - 12	
用 途 出 火 箇 所 死 係 者 負 様 物 の 概 要 様	自傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	(代表者氏名) 出火原因 死者の生じた 理 由		
出火箇所 死傷者 負	自傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	出 火 原 因 死者の生じた 理 由		
死傷者 負	自傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由		
集物の概要	中等症 人 軽 症 人	理 由		
構建物の概要	中等症 人 軽 症 人			
建物の概要	軽 症 人	建築面積		
建物の概要		建築面積		
建物の概要	黄 造	建築面積		
階				
	背層	延べ面積	ı	
	全焼棟			0
	半焼 棟 焼損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		建物焼損床面積	m²
供担程 耳	★ 本計 1	東焼損面積	建物焼損表面積	m²
	**** 部分焼 棟 ぼ や 棟		林野焼損面積	a
り災世帯数		気 象 状 況		
消	当防本部(署) 台	人		
消防活動状況 消	当 防 団 台	人		
そ	この 他	人		
救急 ・救助				
活動状況				
災害対策本部等				
の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

 1
 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

 2
 危険物等に係る事故

 3
 原子力施設に係る事故

 4
 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

		第		幸	艮
報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい	4 その他()	
発生場所				
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一 第二種、その他	·種
₹% 4. □ □		発見日時	月 日 時	分
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時	分
消防覚知方法		気 象 状 況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧 5 毒劇物 6 RI等 7その		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設	3 高圧ガス施設	4 その他 ()
施設の概要		危険物施設の区分		
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	其 <i>汤</i> 。	者等 人(重 症 人(中等症 人(軽 症 人(人) 人) 人) 人)
消防防災活動 状 況 及 び 救急・救助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関 事業所 自衛防災組織 共同防災組織 その他 おおおいます おおいます 消防本部(署) 消防本部(署) 消防 団 海上保安庁自衛隊 その他	出場人員 出場資 人 人 人 人 台 人 台 人 人 人	資機 材
災害対策本部 等の設置状況	24 E 19 2		1	
その他参考事項				

(注) 第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等)を記入して報告すれば足りる こと。)

		第		1	報
報告日時	年	月	目	時	分
都道府県					
市町村					
(消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 :	救急事故	2	救助事	故 3	武力	攻撃災害	4 緊急対処	心事態		
発 生 場 所											
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 月	日日	時 時	分 分)		覚 知 力	方法			
事故等の概要											
	死者	(性別・年	三齢)				負傷者等			人(人)
死 傷 者 等	不明			計		人人		重 症 中等症 軽 症		人(人(人(人) 人) 人)
救助活動の要否											
要救護者数(見込み)							救助人員				
消防・救急・救助 活 動 状 況											
災害対策本部等の 設 置 状 況											
その他参考事項											

- (注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すればたりること。)

第4号	様式 (その 1	.)											
	(災害概況速	; ‡ []					報告日時	ŧ	年	月	目	時	分
	(火音慨优地	S 羊収 /					都道府県	:					
		消防点	F受信者氏 名	Ż.			市町村 (消防本部名	<u>(</u> 1)					
災害	名		(第	報	<u> </u>		報告者名						
	発生場所						発生日時		月	日	時	分	·
災害の概況													
		死 者		人	不明	人		全壊		棟	一部破損		
被	死 傷 者	負傷者		人	計	人	住家	半壊		棟	床上浸水	ς	棟
害の状況													
	災害対策 設置		(都道府県	:)			(市町村	-)					
応急対		,					•						

(注)第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すればたりるこ。)

策の状況

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都	道府	: 県							区		分	初	客 客
			災	害名	7					流失·	埋没	h a	
災	害	名							田	冠	水	h a	
報	告 番	号	第		報					流失·	埋没	h a	
			(F]		時現在)		畑	冠	水	h a	
									文	教 施	設	箇所	
報	告 者	名						そ	病		院	箇所	
	区			分	ì	被	害		道		路	箇所	
	死	i,		者	人				橋	りょ	う	箇所	
人的	行	方 方	不明	者	人				河		Л	箇所	
被	負	重		傷	人				港		湾	箇所	
害	傷 者	軽		傷	人				砂		防	箇所	
					棟			の	清	掃施	設	箇所	
	全	-		壊	世帯				崖	くず	゛れ	箇所	
					人				鉄	道不	通	箇所	
住					棟				被	害船	舶	隻	
	*	<u>s</u>		壊	世帯				水		道	戸	
*					人			他	電		話	回線	
家					棟				電		気	戸	
	_	- 部	破	損	世帯				ガ		ス	戸	
被					人				ブ	ロック	塀等	箇所	
					棟								
害	床	: 上	浸	水	世帯								
П					人								
					棟				り災	世帯	数	世帯	
	床	干	浸	水	世帯				り災	者	数	人	
					人			火	建		物	件	
非	公	共	建!	物	棟			災	危	険	物	件	
住家	そ	σ,) 1	他	棟			発 生	そ	の	他	件	

	区			,	分	被	害		都					
公	立立	文 教	施	設	千円			III kaka	道 府					
農	林水	産	業 施	記 設	千円			災等	県					
公	共	上木	: 施	設	千円			害の						
そ	の他の	の公	共加	拖 設	千円			対設	,					
小				計	千円			策置	市					
公	共施設	被害	市町	村数	団体			本状	町					
	農	業	被	害	千円			部況	村					
	林	業	被	害	千円									
そ	畜	産	被	害	千円			災適						
	水	産	被	害	千円			害用						
の	商	工	被	害	千円			救市 助町						
								法村						
他								名	加口					団体
	そ	O.)	他	千円			消防職	員出	動延人数	人			
被	害	j	総	額	千円			消防団	員出!	動延人数	人			
	災害夠	~ 生場	計					I			ı	I		

災害発生年月日

災害の種類概況

備

考

応急対策の状況

- 119番通報件数
 - ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・ 避難の勧告・指示の状況
 - ・ 避難所の設置状況
 - ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - 自衛隊の派遣要請、活動状況
 - ・ 災害ボランティアの活動状況
- ※1 被害額は省略することができるものとする。
- % 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

4 災害拠点病院一覧表

(地域災害医療センター)

(平成30年6月1日現在)

			-11-			~!	ヘリポートの状況	
区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	病床数	所 在 地	電話 番号	敷地	区分	病院から
	区原图石		刻		留り	内外		の距離
地域災害	久留米	久留米大学	1,018	久留米市旭町 67	0942	屋上	非公共	
医療センター		病院			31-7602		用	
地域災害	久留米	聖マリア	1,097	久留米市津福本	0942	屋上	非公共	2.5km
医療センター		病院		町 422	35-3322		用	

5 二種感染症指定医療機関一覧表

(平成30年10月1日現在)

医療機関名	住所	感染症病床数	電話
聖マリア病院	久留米市津福本町 422	6	0942-35-3322
新古賀病院	久留米市天神町 120	8	0942-38-2222

6 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
筑	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急	国道3号
後				輸送	
地		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急	九州縦貫
域				輸送	自動車道
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26. 9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
		藤山国分一丁田線			
		国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	

[※]各道路の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

7 主要路線表

(平成28年4月1日現在)

道路	路線名	起点終点	実延長	備考
種別			Km	
一般国道	3号	北九州市門司区~八女市(県界)	145. 2	
	209号	大牟田市~久留米市	27. 0	
	210号	久留米市~うきは市(県界)	45. 2	
	264号	久留米市(県界)~久留米市	2. 7	
	3 2 2 号	北九州市小倉南区~久留米市	117. 3	
高 速	九州縦貫自動車道	門司区黒川~大牟田市(県界)	126. 3	
自動車道				
主 要	佐賀八女線	久留米市(県界)~八女市	13.6	
地方道	久留米基山筑紫野線	久留米市~筑紫野市	8.3	
	諸富西島線	大川市(県界)~久留米市	5. 0	
	久留米柳川線	久留米市~柳川市	19.0	
	甘木田主丸線	朝倉市~久留米市	8.6	
	久留米停車場線	久留米停車場~久留米市	1. 9	
	久留米城島大川線	久留米市~大川市	17. 9	
	八女香春線	八女市~田川郡香春町	80. 1	
	久留米筑紫野線	久留米市~筑紫野市	32. 2	
	田主丸黒木線	久留米市~八女市	29. 3	
	甘木朝倉田主丸線	久留米市~朝倉市	15. 0	
	久留米浮羽線	久留米市~うきは市	24. 9	
	久留米立花線	久留米市~八女市	12.4	
	大和城島線	柳川市~久留米市	15. 4	
	三潴上陽線	久留米市~八女市	22. 3	
	久留米筑後線	久留米市~筑後市	14. 3	
	久留米小郡線	久留米市~小郡市	18.8	
	瀬高久留米線	みやま市~久留米市	15. 4	
	浮羽草野久留米線	うきは市~久留米市	22. 3	

8 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

- ※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。
 - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 3号 所在場所の変更又はその廃棄
- ※ 下欄の〇は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分		措置	
		1	2	3
		号	号	号
消防法第二条第七項の危険物(同	消防法第十一条第一項第一号の消防本部	消	0	0
法第九条の四の指定数量以上の	等所在市町村以外の市町村の区域に設置さ	防		
ものに限る。)	れる製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送	法		
	取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上	第		
	の都道府県の区域にわたって設置されるも	12		
	の及び一の消防本部等所在市町村の区域の	条		
	みに設置されるものを除く。)において貯	0		
	蔵し、又は取り扱うもの	3		
毒物及び劇物取締法(昭和二十	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を	0	0	0
五年法律第三百三号) 第二条第	受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が			
一項の毒物及び同条第二項の劇	当該登録の権限を有する場合)			
物(同法第三条第三項の毒物劇	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特			
物営業者、同法第三条の二第一	定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質			
項の特定毒物研究者並びに当該	を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
毒物及び劇物を業務上取り扱う				
者が取り扱うものに限る。)				
火薬類取締法(昭和二十五年法	製造業者、販売業者又は消費者に対して、	火	火薬類取締	
律第百四十九号) 第二条第一項	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の	法	第45	条
の火薬類	使用を一時停止すべきことを命ずること。			
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類			
	を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、			
	運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制			
	限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬			
	類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる			
	こと。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄し			
	た火薬類の収去を命ずること。			

物質の種類	区分		措置	
		1	2	3
		号	号	号
高圧ガス保安法(昭和二十六年	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵	肩	圧ガ	ス
法律第二百四号) 第二条の高圧	所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは	1	呆安法	3
ガス(同法第三条第一項各号に	占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消	第	39	条
掲げるものを除く。)	費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油			
	ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第			
	三十七条の四第三項の充てん事業者に対			
	し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第			
	二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消			
	費のための施設の全部又は一部の使用を一			
	時停止すべきことを命ずること。			
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵			
	所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、			
	販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油			
	ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、			
	液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充			
	てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に			
	対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又			
	は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有			
	者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場			
	所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第	厚生労働大臣(医薬品医療機器等法施行令第	0	0	0
一項の毒薬及び同条第二項の劇	八十条の四の規定による都道府県知事の処			
薬(同法第四十六条第一項の薬局	分を受けている者が所持するもの)			
開設者等が取り扱うものに限る。				
,				
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措				
置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				
2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締法				
第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が				

命ずることのできる措置である。

9 用語の定義

【武力攻擊関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が
	切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻擊予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が
	予測されるに至った事態をいう。
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して
	いると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処する
	ことが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Bi
	ological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) によ
	る攻撃をいう。
武力攻擊災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、
	爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻擊原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっ
	ては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質または
	放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

也和、以及因生	
用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の 実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

【関係機関、施設関連】	1. 50
用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。
	1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第8 9号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家 行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規 定する機関
	2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
	3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16 条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法 第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益 的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45 年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公 共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政 法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立 行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知 事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規 定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、ガスホルダー等)をいう。